



# 島根県報

平成23年6月28日（火）

第2,302号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則	(林 業 課)	2
島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	( 〃 )	7

### 【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	8
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	( 〃 )	8
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( 〃 )	8
生活保護法に規定による指定医療機関の名称変更の届出	( 〃 )	8
生活保護法の規定による介護機関の指定	( 〃 )	9
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	( 〃 )	10
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( 〃 )	11
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	( 〃 )	12
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	( 〃 )	12
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	( 〃 )	13
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の規定による島根 県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出	(農 業 経 営 課)	13
指定漁船調書の縦覧	(水 産 課)	13
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	(中 小 企 業 課)	14
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	15

### 【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	15
----------------------------	---------	----

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則（規則第55号）

## 1 規則の概要

木材産業等高度化推進資金の種類、資金内容、貸付条件等を改めることとした。（第2条・第3条・別表関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## ◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第56号）

## 1 規則の概要

(1) 東日本大震災により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について損害を受けたこと又は売上げが平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長等から受けたものが貸付金の貸付けを受ける場合における償還期間及び据置期間の特例を定めることとした。（第6条の2関係）

(2) (1)の特例を適用する場合においては、知事が必要と認める書類を添付することとした。（様式第1号関係）

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第55号**

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（単独の事業体にあつては、中規模事業体（大規模事業体（その事業の規模が大きい事業者で知事が別に定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）以外の事業者で知事が別に定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）への貸付けに係るものを除く。）及び間伐等促進資金（大規模事業体及び中規模事業体への貸付けに係るものを除く。）に限る。）、素材生産合理化資金、製品流通合理化資金及び林業経営高度化推進資金 4倍
- (2) 事業経営改善合理化資金（素材生産等促進資金（単独の事業体にあつては、中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）及び間伐等促進資金（中規模事業体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び構造改善合理化資金（原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)に限る。） 3倍

第2条第2項第4号を次のように改める。

- (4) 事業経営改善合理化資金（素材転換促進資金及び間伐等促進資金（大規模事業体への貸付けに係るものに限る。）に限る。）及び構造改善合理化資金（原木確保協定促進資金(1)及び原木確保協定促進資金(2)を除く。） 2倍

第3条第1項第1号中「素材生産合理化資金、」を「事業経営改善合理化資金、素材生産合理化資金及び」に改め、「間伐等促進資金及び木材加工流通システム整備資金」を削り、同項第2号中「経営高度化促進資金」を「構造改善合理化資金及び経営高度化促進資金」に、「受ける者。」を「受けるもの」に改め、同号ただし書を削り、同号イを削り、同号ウ中「関連事業者」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「法」という。）第4条第2項第3号の関連業種に属する事業を行う者」に改め、同号ウを同号イとし、同条第

2項中「前項第2号ウ」を「前項第2号イ」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

木材産業等高度化推進資金の種類		資金内容	貸付条件
1 事業 経営改 善合理 化資金	1 素材生産等促進資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同の事業体若しくは単独の事業体（数人共同の事業体に単独の事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期運転資金	1 素材生産を行うのに必要な資金であつて、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） 2 素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 3 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 4 1から3までのいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.6パーセント（融資機関が第2条第1項の規定により供給を受けた資金（以下「供給資金」という。）の額の3倍に相当する額で貸し付けられる資金（以下「3倍協調資金」という。）にあつては、年1.5パーセント） 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつては、400,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつては、500,000,000円））
	2 素材転換促進資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会又は木材製造業を営む者が、原材料調達の一部を外材から国産材に転換するための素材の引取りを行うのに必要な短期運転資金	素材の購入代金（前渡金及び予約金を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費	1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつては、400,000,000円）
	3 間伐等促進資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者又は数人共	1 間伐等に係る素材生産を行うのに必要な資金であつて、間伐等に係る立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作	1 利率 年1.6パーセント（3倍協調資金にあつては年1.5パーセント、供給資金の額の2倍に相

	<p>同事業体等が間伐等に係る素材生産、間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の加工（木材産業等高度化推進資金を借り受けて素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りを行う者に係るものに限る。）を行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</p> <p>2 間伐材等の素材の引取りを行うのに必要な資金であつて、間伐材等の素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費</p> <p>3 間伐材等に係る製品の引取りを行うのに必要な資金であつて、間伐材等に係る加工丸太及び製材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）並びに間伐材等に係る加工丸太及び製材の引取りに必要な輸送費</p> <p>4 1 から 3 までのいずれかの資金を借り受けようとする者が間伐材等の素材等の加工を行うのに必要な資金であつて、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</p>	<p>当する額で貸し付けられる資金（以下「2倍協調資金」という。）にあつては年1.3パーセント)</p> <p>2 償還期限 1 年以内</p> <p>3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円）</p>
<p>2 素材生産合理化資金</p>	<p>1 素材生産資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合又はその連合会、森林所有者、数人共同の事業体又は単独事業体その他知事が定める事業体が素材生産を行うために必要な短期運転資金</p>	<p>立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）又は素材生産経費（素材生産を行うための作業道の開設又は改良に必要な費用、作業現場から最終土場までの素材生産実施費用としての集運材のための機械・施設の使用料及び作業労賃をいう。）</p>	<p>1 利率 年1.6パーセント</p> <p>2 償還期限 1 年以内</p> <p>3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円）</p>
	<p>2 素材引取資金 森林組合、中小企業等協同組合等の組合又はその連合会、数人共同の事業体又は単独事業体、木材市場に係る事業体その他知事が定める事業体が素材の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）を行うため</p>	<p>素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>1 利率 年1.6パーセント</p> <p>2 償還期限 1 年以内</p> <p>3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつ</p>

	に必要な短期運転資金		ては、400,000,000円) )
3 製品 流通合 理化資 金	森林組合、中小企業等協同組合等の組合又はその連合会、数人共同の事業体又は単独事業体、木材市場に係る事業体その他知事が定める事業体が木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあつては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）を行うために必要な短期運転資金	製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費	1 利率 年1.6パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円（別に定める基準に適合する場合にあつては、400,000,000円））
4 構造 改善合 理化資 金	1 チップ等安定供給資金(1) 森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体であつて間伐等に係る素材生産を行うもの（チップ工場等との異業種間での連携を行うものに限る。）が、間伐材等チップの原材料となる間伐等に係る素材生産を行うのに必要な短期運転資金	素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）	1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円）
	2 チップ等安定供給資金(2) 森林組合、森林組合連合会又は木材製造業を営む者若しくはその組織する団体であつて間伐材等チップの生産を行うもの（製紙工場や素材生産業者等との異業種間での連携を行うものに限る。）が、間伐材等チップの原材料となる間伐材等の素材を引き取るのに必要な短期運転資金	間伐材等の素材の購入代金（前渡金又は予約金を含む。）及び間伐材等の素材の引取りに必要な輸送費	1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあつては、200,000,000円）
	3 木材高度加工資金 知事が別に定めるものが木材加工を行うために必要な短期運転資金	作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するために必要な資金（素材、製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	1 利率 年1.3パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額 100,000,000円
	4 原木確保協定促進資金(1) 木材の製造に係る事業体が	立木又は素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を	1 利率 年1.5パーセント

	<p>原木を安定的に確保するため、立木若しくは素材の計画的な引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>含む。) 、立木若しくは素材の引取りに必要な輸送費又は素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するために必要な資金(販売・管理費を除く。)</p>	<p>2 償還期限 1年以内</p> <p>3 貸付限度額 300,000,000円(別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額)</p>
	<p>5 原木確保協定促進資金(2) 木材の卸売又は木材市場に係る事業者が原木を安定的に確保するため、立木又は素材の計画的な引取りを行うのに必要な短期運転資金</p>	<p>立木又は素材の購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)及び立木又は素材の引取りに必要な輸送費</p>	<p>1 利率 年1.5パーセント</p> <p>2 償還期限 1年以内</p> <p>3 貸付限度額 300,000,000円(別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が400,000,000円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額)</p>
<p>5 経営 高度化 促進資 金</p>	<p>1 木材加工資金 知事が別に定めるものが木材加工を行うために必要な短期運転資金</p>	<p>作業労賃、電力費、燃料費、減価償却費その他の木材を加工するために必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</p>	<p>1 利率 年1.5パーセント(2倍協調資金にあっては、年1.3パーセント)</p> <p>2 償還期限 1年以内</p> <p>3 貸付限度額 50,000,000円</p>
<p>6 林業 経営高 度化推 進資金</p>	<p>1 林業を営む者が行う造林に必要な短期運転資金</p>	<p>作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等</p>	<p>1 利率 年1.6パーセント</p> <p>2 償還期限 1年以内</p> <p>3 貸付限度額 50,000,000円(別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、150,000,000円)</p>
	<p>2 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業者等又は知事が認定した中核組合が、素材生産を請け負わせるのに必要な短期運転資金</p>	<p>素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃</p>	<p>1 利率 年1.6パーセント</p> <p>2 償還期限 1年以内</p> <p>3 貸付限度額 50,000,000円(別に定める基準に適合し、かつ、林野庁</p>

			長官が承認した場合にあっては、150,000,000円)
--	--	--	------------------------------

備考 素材生産合理化資金については、間伐材及びチップ用素材並びに森林組合の取扱いに係る素材を除いて、同一材について2回以上の貸付けは行わないものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定により貸し付けられた木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県規則第56号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間等の特例）

**第6条の2** 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものが東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）に基づき東日本大震災の後平成28年3月31日までに貸付金の貸付けを受ける場合における前条の規定の適用については、同条中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「12年」とあるのは「15年」と、「15年」とあるのは「18年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。

「8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用  
様式第1号中 促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。」

「8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用  
促進に関する法律第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。」に改める。

9 注4から注8までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類を添付すること。」

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告**

**示**

## 島根県告示第438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215	平成23年 5 月 4 日
株式会社山藤薬局 浅利支店	江津市浅利町209番地 3	平成23年 6 月 1 日

## 島根県告示第439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562の 1	平成22年 4 月 1 日
石原医院	仁多郡奥出雲町横田1044	平成22年 4 月 1 日

## 島根県告示第440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
パラオ薬局	出雲市今市町259番地 1	平成23年 3 月16日
直良薬局	出雲市今市町532	平成23年 4 月 1 日
山本内科医院	出雲市島村町51番地	平成23年 4 月 1 日

## 島根県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
ホーリスティッククリニック 佐々木医院	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	松江市学園 1 丁目 7-30	平成22年 8 月23日



## 島根県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 オレンジロード	松江市学園二丁目25番8号	認知症対応型通所介護	いこいガーデン	松江市学園二丁目25番8号	平成23年4月1日
株式会社 オレンジロード	松江市学園二丁目25番8号	介護予防認知症対応型通所介護	いこいガーデン	松江市学園二丁目25番8号	平成23年4月1日
医療法人社団 翠光会	出雲市西平田町62番地	短期入所生活介護	あかりの里高浜	出雲市里方町795	平成23年5月1日
医療法人社団 翠光会	出雲市西平田町62番地	介護予防短期入所生活介護	あかりの里高浜	出雲市里方町795	平成23年5月1日
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護えびす	松江市美保関町美保関869番地10	平成23年5月27日
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088	介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護えびす	松江市美保関町美保関869番地10	平成23年5月27日
株式会社 園山設備	出雲市白枝町797番地11	通所介護	デイサービス MILK富	簸川郡斐川町大字富村1465-1	平成23年5月25日
株式会社 園山設備	出雲市白枝町797番地11	介護予防通所介護	デイサービス MILK富	簸川郡斐川町大字富村1465-1	平成23年5月25日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	小規模多機能型居宅介護	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター松江	松江市東津田町1787番地	平成23年6月1日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	介護予防小規模多機能型居宅介護	サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター松江	松江市東津田町1787番地	平成23年6月1日
竹原 茂央	浜田市相生町4215	居宅療養管理指導	たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215	平成23年5月4日
竹原 茂央	浜田市相生町4215	介護予防居宅療養管理指導	たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215	平成23年5月4日
小村 尚徳	益田市駅前町31-24	居宅療養管理指導	おむら歯科医院	益田市駅前町31-24	平成23年5月2日
小村 尚徳	益田市駅前町31-24	介護予防居宅療養管理指導	おむら歯科医院	益田市駅前町31-24	平成23年5月2日
株式会社 山藤薬局	江津市二宮町神主ハ216-5	居宅療養管理指導	株式会社山藤薬局 浅利支店	江津市浅利町209番地3	平成23年6月1日
株式会社 山藤薬局	江津市二宮町神主ハ216-5	介護予防居宅療養管理指導	株式会社山藤薬局 浅利支店	江津市浅利町209番地3	平成23年6月1日

有限会社 すみれ調剤薬局	松江市西津田10丁目17番20-2号	居宅療養管理指導	すみれ調剤薬局	松江市西津田10丁目17番20-2号	平成23年6月1日
有限会社 すみれ調剤薬局	松江市西津田10丁目17番20-2号	介護予防居宅療養管理指導	すみれ調剤薬局	松江市西津田10丁目17番20-2号	平成23年6月1日
有限会社 すみれ調剤薬局	松江市西津田10丁目17番20-2号	居宅療養管理指導	すみれ調剤薬局八雲店	松江市八雲町日吉194-14	平成23年6月1日
有限会社 すみれ調剤薬局	松江市西津田10丁目17番20-2号	介護予防居宅療養管理指導	すみれ調剤薬局八雲店	松江市八雲町日吉194-14	平成23年6月1日
有限会社 イー・シープラン	出雲市知井宮町988-10	居宅療養管理指導	荘原中央薬局	簸川郡斐川町荘原町2192番3	平成23年5月20日
有限会社 イー・シープラン	出雲市知井宮町988-10	介護予防居宅療養管理指導	荘原中央薬局	簸川郡斐川町荘原町2192番3	平成23年5月20日
有限会社 アンビシヤス	出雲市西平田町243番地1	居宅療養管理指導	西平田あおぞら薬局	出雲市西平田町243番地1	平成23年5月23日
有限会社 アンビシヤス	出雲市西平田町243番地1	介護予防居宅療養管理指導	西平田あおぞら薬局	出雲市西平田町243番地1	平成23年5月23日
株式会社 山藤薬局	江津市二宮町神主ハ216-5	居宅療養管理指導	株式会社山藤薬局 浜田支店	浜田市牛市町53番地	平成23年5月27日
株式会社 山藤薬局	江津市二宮町神主ハ216-5	介護予防居宅療養管理指導	株式会社山藤薬局 浜田支店	浜田市牛市町53番地	平成23年5月27日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市東津田町1787番地	平成23年3月3日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	介護予防訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市東津田町1787番地	平成23年3月3日
有限会社 司	簸川郡斐川町荘原町3169-20	居宅介護支援	ケアプラン向日葵の家	簸川郡斐川町荘原町3169-20	平成23年6月1日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	居宅介護支援	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市東津田町1787番地	平成23年3月3日

## 島根県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562	居宅療養管理	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562	平成22年4月1日

	の1	指導		の1	
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562 の1	訪問看護	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562 の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562 の1	訪問リハビリ テーション	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562 の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562 の1	介護予防居宅 療養管理指導	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562 の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562 の1	介護予防訪問 看護	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562 の1	平成22年4月1日
周藤 秀彦	出雲市大社町入南562 の1	介護予防訪問 リハビリテー ション	入南クリニック周藤	出雲市大社町入南562 の1	平成22年4月1日

## 島根県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人島根県 社会福祉事業団	松江市東津田町 1741-3	訪問介護	大田眺峰園訪問 介護事業所	大田市大田町吉永 1453-13	平成23年3月31日
社会福祉法人島根県 社会福祉事業団	松江市東津田町 1741-3	介護予防訪問介護	大田眺峰園訪問 介護事業所	大田市大田町吉永 1453-13	平成23年3月31日
浜田市	浜田市殿町1番 地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホ ーム あさひ園	浜田市旭町本郷 362-6	平成23年3月31日
浜田市	浜田市殿町1番 地	介護老人福祉施設	特別養護老人ホ ーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見 700	平成23年3月31日
医療法人山本内科医 院	出雲市島村町 51番地	居宅療養管理指導	山本内科医院	出雲市島村町51番 地	平成23年4月1日
医療法人山本内科医 院	出雲市島村町 51番地	介護予防居宅療養 管理指導	山本内科医院	出雲市島村町51番 地	平成23年4月1日
有限会社パラオ薬局	出雲市今市町259 -1	居宅療養管理指導	パラオ薬局	出雲市今市町259 -1	平成23年3月16日
有限会社パラオ薬局	出雲市今市町259 -1	介護予防居宅療養 管理指導	パラオ薬局	出雲市今市町259 -1	平成23年3月16日
直良 健司	出雲市今市町532	居宅療養管理指導	直良薬局	出雲市今市町532	平成23年4月1日
直良 健司	出雲市今市町532	介護予防居宅療養	直良薬局	出雲市今市町532	平成23年4月1日

		管理指導			
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市浜乃木六丁目16番1号	平成23年3月2日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	介護予防訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市浜乃木六丁目16番1号	平成23年3月2日
サンキ・ウエルビィ株式会社	広島市西区商工センター六丁目1番11号	居宅介護支援	サンキ・ウエルビィ介護センター松江	松江市浜乃木六丁目16番1号	平成23年3月2日

島根県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 6 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
医療法人社団 全人統合医療日本悠愛社インターナショナル	松江市学園1丁目7-30	居宅療養管理指導	ホーリスティッククリニック佐々木医院	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルデジタル	松江市学園1丁目7-30 平成22年8月23日	
		訪問看護				
		訪問リハビリテーション				
		介護予防居宅療養管理指導				
		介護予防訪問看護				
		介護予防訪問リハビリテーション				

島根県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年 6 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地		
				変更前	変更後	
社会福祉法人 島根県社会福祉事業団	松江市東津田町1741-3	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム眺峰園	大田市大田町吉永1477-7	大田市川合町吉永1025-1	平成23年4月1日
		短期入所生活介護				
		介護予防短期入所				

		生活介護				
社会福祉法人 島根県社会福祉 事業団	松江市東津田 町1741-3	居宅介護支援	大田眺峰園居宅 介護支援事業所	大田市大田町 吉永1477-7	大田市川合町 吉永1025-1	平成23年4月1日

## 島根県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所				変更年月日
名称	主たる事務所 所の所在地		名称		所在地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 湖北ふれあ い	松江市岡本 町1138番地 1	訪問介護 介護予防訪問 介護	あいかの里 介護福祉 サービスセ ンター	湖北ふれあ い しんじ 湖温泉ヘル パーステー ション	松江市岡本 町1138番地 1	松江市千鳥町 71番地	平成23年4月1日

## 島根県告示第448号

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第3項の規定により、島根県青年農業者等育成センターの住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名称	住所		事務所の所在地		変更年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後	
財団法人しまね 農業振興公社	島根県松江市北 堀町15番地	島根県松江市黒 田町432番地1	島根県松江市北 堀町15番地	島根県松江市黒 田町432番地1	平成23年6月29日

## 島根県告示第449号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

出雲市多久町689 渡部和夫

〃 園町148 小村 清

〃 鹿園寺町57 立石住義

(2) 加入区

宍道湖平田加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

宍道湖漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

宍道湖漁業協同組合

---

島根県告示第450号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成23年6月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ 益田ショッピングセンター 島根県益田市常盤町4番38号外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社 キヌヤ 代表取締役社長 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時30分から午後8時00分まで

（変更後）午前9時00分から午後8時00分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時00分から午後8時30分まで

（変更後）午前8時30分から午後8時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前7時00分から午後8時00分まで

（変更後）午前4時00分から午後9時00分まで

(4) 変更する年月日

平成23年6月11日

2 届出年月日

平成23年6月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（島根県益田市常盤町1番1号）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第451号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 区域の名称

湯田B

## 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市玉湯町玉造1649番10	1号及び2号
〃 1649番3	3号及び4号
〃 1672番	5号
〃 1649番5	6号及び7号
〃 1649番4	8号
〃 1649番10	9号
〃 818番1	10号及び11号

**公****告**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県水産業は、海面漁業生産量で12万9千トン（平成21年）、生産額で224億円（平成20年）の漁獲実績を有し、漁

業就業者は3,689人（平成20年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

(3) 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

(5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

(6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成22年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで）の知事管理量	平成23年1月から12月まで（ずわいがに、まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	14,000トン	15,000トン
まあじ	38,000トン	37,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	若干	若干

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項



第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成22年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成22年7月から平成23年6月まで）の知事管理量	平成23年1月から12月まで（まさば及びごまさばについては、平成23年7月から平成24年6月まで）の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	13,000トン	14,000トン
まあじ	中型まき網漁業	35,000トン	34,000トン

#### 4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

(1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

##### 【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

##### 【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

#### 5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組みを強化する。

- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。